

法人 報 言 會

除き他の言名に對し解任を命ず然解の支拂をな
 せしめたるが後善は明日結算を命ずる可きもの
 し退去し人日代表布田止田の言名を以て同會社
 理より不撤任なり尤も解任の理由を述べた
 九日解任全部の代表として會社に十二時同も八時同に
 ありしこと解任者を復職するもの二条件を提出し
 たり然るに會社は必要統条件が職上全部の言名
 者には無く八名の解任者のみの要求なるを知り
 これを拒絶す傳へて同東鉄工組を以て理事河田賢
 治一戸五支部長今村四郎の二名を以て會社に六名
 の解任を復職する可き款額したるに拒絶され

解任者對し會社は現金として二百円支統する
 ち双表したるも後善は開き入れが閉着いたる
 が河田今村は此の問題より争を引ず六名の
 者は各自に五名を以て支統することを會社に迫り
 たるに然るに拒絶され二百名も受け取り十日
 無事解決す

大正十三年五月十日

日付